

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成23年6月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

I	はじめに	1
II	管理を命ずる処分等の状況	1
III	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
	1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
	(1) 金銭の贈与	3
	(2) 資産の買取り	3
	(3) 優先株式等の引受け等	4
	2. 公的資金の使用状況	
	(1) 一般勘定	5
	(2) 金融再生勘定	5
	(3) 金融機能早期健全化勘定	6
	(4) 危機対応勘定	6
	(5) 金融機能強化勘定	6
	[参考]	
	○ 公的資本増強行に対する取組み	
	1. 金融機能早期健全化法等に基づく 経営健全化計画に係るフォローアップ	8
	2. 金融機能強化法に基づく 経営強化計画に係るフォローアップ	8

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成23年6月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成22年10月1日以降平成23年3月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

II 管理を命ずる処分等の状況

1. 経緯

日本振興銀行については、平成22年9月30日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分並びに金融整理管財人の選任（平成22年9月10日）
〔参考Ⅱ－1－1〕
- ・ 第二日本承継銀行が日本振興銀行の事業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成22年9月10日）
〔参考Ⅱ－1－2〕

2. 平成22年10月1日以降に行われた措置

- ① 預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息について

は、平成22年12月7日に、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険機構において、預金等債権の買取り（概算払）をすることが決定され、同月13日から平成23年3月31日までの間、24億円の買取りが行われた。

（注）日本振興銀行の預金等債権の買取り（概算払）については、〔参考Ⅱ－2－1〕を参照。

② 平成22年12月27日、預金保険法第87条の規定に基づき、金融整理管財人により、裁判所の許可を得て、取締役及び会計監査人が解任されるとともに、新たな取締役及び会計監査人が選任された。

③ 平成23年1月17日以降、預金保険で保護される預金のうち満期日が事業譲渡日（同年4月25日予定）以降に到来するものについては、日本振興銀行及び第二日本承継銀行から、預金者に対し、金利を当初の水準から引き下げた上で事業譲渡予定先である第二日本承継銀行に引き継がれることについて承諾するかどうかの意思確認が行われた。

なお、預金が引き継がれることについての承諾がなく、解約された場合においては、預金保険で保護される元本とその破綻日までの利息が支払われた。

（注）第二日本承継銀行による日本振興銀行の預金の引継ぎについては、〔参考Ⅱ－2－2〕を参照。

④ 平成23年3月31日、預金保険法第80条の規定に基づき、金融整理管財人より金融庁に対して、同行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画が提出された。

（注）日本振興銀行の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画については、〔参考Ⅱ－2－3〕を参照。

⑤ 旧経営陣等の責任追及に関しては、預金保険法第83条は金融整理管財人に対し旧経営陣等に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないとしている。

日本振興銀行においては、当該規定を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴等の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人である預金保険機構が体制を整備し、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

3. 日本振興銀行の事業譲渡に向けての現状

日本振興銀行の譲渡先については、平成22年9月10日に、早期に最終的な受皿金融機関等が現れない場合、日本振興銀行の業務を暫定的に維持・継続するため、第二日本承継銀行との間で、事業譲渡に関する基本合意が締結されている。

第二日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関等）については、関係者において早期確保に向けた努力が継続されているところであり、預金保険機構において、平成23年3月11日から同月31日までの間、最終的な受皿候補の募集が行われた。

（注）日本振興銀行の受皿候補の募集については、〔参考Ⅱ－3〕を参照。

Ⅲ 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

（1）金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業譲渡等を受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中には行われていない。

なお、金銭の贈与の額は、これまでの累計で18兆8,648億円となっており、このうちいわゆるペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆4,529億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,119億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

（2）資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中には行われていない。

なお、資産の買取りの額は、これまでの累計で6兆4,662億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記④参照）に帰属している。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で3,495億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で

経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(注) 金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月の同法の改正により、平成24年3月31日までとなっている。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成22年度の保険料率は決済用預金0.107%、一般預金等0.082%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成23年3月末で923億円（民間金融機関等借入金923億円）となっている。

(注) 特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

(2) 金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成23年3月末で1兆8,794億円（民間金融機関等借入金2,294億円、預金保険機構債1兆6,500億円）となっている。

(3) 金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成23年3月末で4,000億円（預金保険機構債4,000億円）となっている。

(4) 危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を經理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成23年3月末で1兆3,714億円（民間金融機関等借入金714億円、預金保険機構債1兆3,000億円）となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成23年3月末で3,490億円（民間金融機関等借入金690億円、預金保険機構債2,800億円）となっている。

(注) 金融機関等経営基盤強化勘定（組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の

業務を經理)は平成16年度末に廃止され、同勘定の借入金残高60億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ リそなホールディングス及びりそな銀行、あおぞら銀行により経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、前者については平成22年11月5日に、後者については平成22年12月10日に公表された（経営健全化計画は、原則として4ヵ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めるとされている）。

（注）上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－1〕参照。

- ・ 平成22年9月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成22年12月27日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－2〕参照。

2. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 金融機能強化法（改正法及び旧法）に基づき資本参加を行った13金融機関から提出された平成22年9月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成23年1月28日に公表された。

（注）経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。